大阪府自殺対策基本指針(平成29年3月改正)【概要】

目標

「自殺者の減少傾向の維持」と「府内市町村計画の早期策定を支援」

ポイント

- ●法改正(H28.4)を受け、法律上の計画に位置付け
- ●目標を設定し進捗状況を確認(PDCAサイクル)
- ●若年層(学生、生徒、妊産婦等)向け対策を推進
- ●計画期間を 6 年に設定(平成 29 年度~34 年度末)

第1章 自殺対策の現状と課題

- 〇大阪府の自殺者の状況
 - ・平成 23 年から毎年減少、平成 27 年は、全国で最も低い自殺死亡率
 - ・40 歳未満の若年層では自殺が死因の1位。原因・動機・職業が多岐にわたる
- ○大阪府の自殺対策における課題
 - ・若年層、自殺未遂者、自死遺族への支援と関連機関の連携強化

第2章 自殺対策の基本的な考え方

- ○基本的な認識
 - ・自殺は、様々な要因が背景となって、心理的に追い込まれた末の死
- ○基本的な方針
 - ・「包括的な支援」「総合対策」と位置づけ、全ての府民にとっての生涯を 通じたこころの健康問題として、段階に応じて取り組む

第3章 自殺対策の重点的な施策

各部局における取組みを、

「実態把握」「普及啓発」「人材養成」「ストレス対応」「受診促進」「相談支援」 「未遂者支援」「自死遺族支援」「公民協働」の9つのカテゴリーで整理

第4章 自殺対策の推進体制

- ○大阪府における推進体制
 - ・こころの健康総合センターに、自殺対策の中心的役割を果たす 「自殺対策推進センター」を設置
 - ・保健所が中心となって地域のネットワークを構築
- 〇市町村における連携・協力体制
 - ・住民に身近な団体として、地域の関係機関との連携・協力体制を支援
- ○目標と施策の評価